

改正バリアフリー法について

■政省令・告示の公布

- 平成30年11月1日施行分について、同年10月19日に、必要な政省令・基本方針を公布。
- 平成31年4月1日施行分について、同年2月4日に基本方針を公布し、その他の必要な省令・告示については、3月上旬頃に公布予定。

■法改正説明会の開催

- 平成30年10月に、全国10地域において、11月1日に施行される事項を中心に、自治体及び事業者向けに説明会を開催し周知徹底を図った（計575団体、997人が参加）。
- 特に、共生社会ホストタウンや関心の高い自治体向けに個別相談会を開催し、マスタープランの作成又は基本構想の見直しについて積極的に働きかけ
⇒今年度はマスタープラン作成経費に対する補助について、
申請のあった3自治体（兵庫県明石市、山口県宇部市、富山県射水市）に補助金交付決定済。
- 平成31年3月に、再度、全国の運輸局において、4月1日に施行される事項を中心に、自治体及び事業者向けに説明会を開催する予定。

■マニュアルの作成

- 自治体向けにマスタープラン作成のためのマニュアルを作成し、平成30年10月に周知した。
- 公共交通事業者等向けにハード・ソフト計画作成のためのマニュアルを今年度中に作成する予定。

■評価会議の準備・開催

- 平成30年11月29日に開催した第7回「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、障害当事者及び関係事業者団体と評価会議の在り方を議論し、本日、第1回会議を開催。